



しぶや青色

令和5年 11月号 第617号 一般社団法人渋谷青色申告会事務局発行

〒150-0041

東京都渋谷区神南1-8-17

TEL 03 (3463) 7043

FAX 03 (3770) 8739

ホームページ

<http://www.428aoiro.jp/>

お済みですか？ 消費税の届出！

◎ 消費税課税事業者届出書について

令和4年の課税売上高が1,000万円を超える場合は、令和6年分において消費税の課税事業者となり、消費税の確定申告書等の提出が必要になります。

また、令和4年の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間（令和5年1月1日から令和5年6月30日）の課税売上高が1,000万円を超えているなどにより、令和6年分において消費税の課税事業者となる場合があります。

新たに消費税の課税事業者に該当される場合は、お早めに「消費税課税事業者届出書」を提出してください。

◎ 簡易課税制度選択届出書について

令和4年分の課税売上高が5,000万円以下の場合は令和6年分について簡易課税制度を選択することができます。

令和6年分について簡易課税制度の適用を受けようとする場合は、「消費税簡易課税制度選択届出書」を、必ず、令和5年12月31日（郵便消印有効）までに提出してください。

◎ 東京国税局（業務センター）から「御存知ですか・消費税の届出！」という文書が郵送されたとき、**早急に文書に記載の対応を取ってください。**

◎ インボイス発行事業者について

すでに課税事業者の方、10月1日からインボイス発行事業者登録をして課税事業者になった方、また消費税の計算方法によっても対応が違う場合があります。取引先に請求書や領収証を発行する、また取引先からもらう場合など、記帳の仕方や保存など多岐にわたって注意が必要となります。申告時期に慌てないように、事前のチェック・指導を受けてください。

年内の事務局での指導は全て予約制となります。
03-3463-7043事務局まで、お早めにお申し込みください。

【 今月の納税・申請等スケジュール 】

11月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

11月3日(金)：文化の日
11月4日(土)、5日(日)：渋谷区民のひろ場(代々木公園)
11月10日(金)：10月分源泉所得税納付
(毎月納付の方)
11月15日(水)：令和5年分の所得税の予定納税の減額承認申請(2期分のみ)
※申請期間は11月1日(水)から約2週間となります。申請希望の方は、事務局までご相談ください。
11月15日(水)：納税表彰式(国税関係)
11月15日(水)：税理士による「無料相談会」
11月17日(金)：税を考える週間「相続税」講習会
11月21日(火)：渋谷税務署長講演会
11月23日(木)：勤労感謝の日

インボイス制度ワンポイント “請求書・領収書等発行編”

インボイス発行事業者の登録申請をしていない

☞ 請求書や領収証の発行、記帳の仕方もいままで通りです

9月30日までにインボイス発行事業者の登録申請をした

☞ 登録番号の通知が届いていないがどうすればよいか

- ① 事前にインボイスの交付が遅れる旨を先方に伝え、通知後にインボイスを交付する
- ② 通知を受けるまでは登録番号のない請求書等を交付し、通知後に改めてインボイスを交付し直す
- ③ 通知後にすでに交付した請求書等との関連性を明らかにした上で、インボイスに不足する登録番号を書類やメール等でお知らせする

後で知らせるのが難しい業態(小売店・飲食店など)

○事前にインボイスの交付が遅れる旨を事業者のHPや店頭にて相手方にお知らせする

<登録番号が通知されたとき>

○事業者のHP等に登録番号を掲示又は、買手側からの電話等に応じ、登録番号をお知らせし相手方にその記録をレシート等と併せて保存してもらう

※これらの取り扱いは、令和5年9月末までに登録申請を行ったものの、令和5年10月1日までに登録番号の通知が届かなかった場合の経過的な取り扱いです。登録番号を記載したインボイスを交付できるようになった日以降は、記載事項を満たしたインボイスを交付してください。

※現在、消費税の課税事業者で、令和6年1月1日付インボイス登録をしたい方は、登録日を自ら指定することができないため、公表されている登録通知の目安から約1カ月半(e-Tax申請の場合は約1カ月)前である11月下旬までにはインボイス発行事業者の登録申請を提出するようにしてください。

※インボイス制度・電子帳簿保存制度など、事務作業(発行・受領・保存・記帳等)に注意が必要です。年内に必ず個別指導を受けるよう、事務局までお問い合わせください。

年払い・半年払いで

今年の所得控除に間に合います！

小規模企業共済制度のご案内

- ★ 小規模企業共済とは・・・ 個人事業主、共同経営者、会社役員（小規模）の退職金制度です。
共同経営者は個人事業主1人につき2人まで加入できます。
（不動産所得のみの方は事業的規模が必要です）
- ★ 共済掛金は・・・ 月額1,000円～70,000円（500円単位）で加入後の変更も可能
半年払い、年払いOK！
掛金は全額支払った年分の所得控除の対象になります。
- ★ 共済金の受取りは・・・ 個人事業主の廃業、共同経営者の退任、役員退任、死亡、老齢給付等
一括受取は退職所得・分割受取は雑所得（公的年金等）です。受取るときも
節税のメリットがあります。

※6ヶ月未満は掛け捨てとなります。

★ 加入申込、お問合せは・・・（一社）渋谷青色申告会 担当：菅井 ☎ 03-3463-7043

【 都税事務所からのお知らせ 】

11月は個人事業税第2期分の納期です

8月にお送りした納付書により、11月30日（木）までにお納めください。

<ご利用になれる納税方法>

※ご利用の前に、主税局ホームページにて各納税方法の注意事項をご確認ください。

都税の納付はキャッシュレスがおすすめ！！

									
	地方税お支払サイトから納税ができます。			インターネットバンキング モバイルバンキング ATM		ペイジー  にて納税ができます。			
	都税 Web 口座振替申込受付サービスにて、11月10日（金）までにお申込みいただくと、個人事業税第2期分からの口座振替が可能です。								

他にもコンビニエンスストア、金融機関、郵便局、都税事務所等の窓口でも納付いただけます。

【お問合せ先】

<課税について> 所管都税事務所の個人事業税班又は支庁
<納税について> 所管都税事務所の徴収管理班又は都税支所・支庁

主税局 HP
都税の支払い方法



* 12月の税務相談日 *

～ 当会会員の税理士による「税務相談会」を是非ご利用下さい ～



<日 時> 12月20日(水) 午前10時～午後3時 (お一人約1時間を予定)

<場 所> (一社) 渋谷青色申告会館 費用 無料

申込開始は12月1日(金)より受付ます。

★ お申込み、お問合せは事務局まで TEL: 03(3463)7043 URL: <http://www.428aiiro.jp/>

マイナンバーカードのパスワードについて

●電子申告(e-Tax)を行う際に必要な番号について

青色申告特別控除65万円の適用を受けるためには、電子申告による申告又は電子帳簿保存の申請が必須です。

ご自身のマイナンバーカードで電子申告を行う場合に必要なパスワードです。

求められている番号が不明の場合にはe-Taxによる確定申告が行えませんのでご注意ください。

読み取り対象	文字数	ロック数	e-Taxでの使用用途
署名用電子証明	英数字6文字以上16文字以下	5回連続でロック	初回利用開始時の本人確認
利用者証明用電子証明	数字4桁	3回連続でロック	e-Taxへのログイン
券面事項入力補助	数字4桁	3回連続でロック	利用開始時に氏名・住所・生年月日・性別を読み取る

渋谷青色申告会にてマイナンバーが記載された申告書類等をお預かりする場合には、特定個人情報保護の観点から所定の委託契約書(同意書)にご記入いただいております。

●年末調整について

納期の特例による「年末調整」業務は、ご予約なしで行います。

12月の給与・賞与の金額が決定したら、必要書類等を準備し、事務局へお越してください。

納期の特例7～12月分の納期限は来年1月22日(月)です。

- 必要書類
- ・給与所得者の支給給与、賞与金額と扶養者情報
 - ・給与所得者の加入保険情報・・・控除証明書等
 - ・令和5年中途採用者の前職の源泉徴収票
 - ・お手持ちの納付書(所得税徴収高計算書)

医療費控除やふるさと納税などの寄付金控除は年末調整はできません、個々に確定申告をしてください。